

# 平成30年度 三鷹市種目別選手権 少年サッカー実施要項（案）

## 三鷹市種目別選手権（実施要項）

事業	期日	対象	競技方法	表彰
市民大会 6年生の部	10月より開始	4年生以上	トーナメント戦にて順位を決定する。	各学年 賞状&メダル
市民大会 5年生の部	9月より開始	4・5年生		
市民大会 4年生の部	9月より開始	3・4年生		
市民大会 女子の部	9月より開始	女子に限る	リーグ戦（総当たり）	

### ◎実施要項

#### （1）試合方法

トーナメント方式により順位を決定。（女子を除く）

※女子は総当たりリーグ戦とする。

※同点の場合は3人ずつのPK方式により次への進出チームを決定する。但し、決勝戦に関しては、前後半5分の延長戦を行い、決着のつかない場合はPK戦とする。

#### （2）競技規則

- ① 全学年8人制で競技を行う。（平成30年度 日本サッカー協会 8人制・競技規則に準ずる。）
- ② 競技時間は30分（前後半15分、ハーフタイム5分）とする。
- ③ コートは60m×40mを基準とし、ゴールは少年用（2m×5m）ゴールで行う。
- ④ 各カテゴリー（各学年）選手登録（三鷹市在住・在学が8割以上で構成されるチーム）を行い、別に上記対象学年の範囲で参加することができる。但し、兼ねて（ダブルエントリー）の参加はできない。（1人1カテゴリー）
- ⑤ 大会当日は選手登録に準じメンバー表を作成し、試合前のメンバーチェックを行なうこととする。
- ⑥ 競技中の交代は少年規定に準じ自由交代とする。
- ⑦ 大会の試合中に退場処分を受けたものは次の試合1試合に出場できない。  
※警告回数が本大会の試合で2に達した場合も同処置とする。

#### （3）表 彰

優 勝：賞状及び金メダル、準優勝：賞状及び銀メダル、3 位：賞状及び銅メダル、

#### （4）抽選会は7月の運営委員会にて行う。